自然環境局野生生物課鳥獸保護業務室

1.事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣の生息域の拡大に伴い、自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。

鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まる一方で、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年2月の中央環境審議会答申や、平成18年の国会での附帯決議においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況踏まえ、以下の事業を実施する。

(1)鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築及び当該登録事業の活用を図る。

また、新たに、広域に分布・移動する野生鳥獣について適切な鳥獣保護管理を推進するため、広域協議会に属する都道府県に対して、専門的知見を有する技術者を派遣し技術的助言を行うことで、広域的な鳥獣保護管理の取り組みを支援する。

(2)鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3)鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の 実地訓練によりその育成・確保を図る。

2.事業計画

(1)鳥獣保護管理等専門家登録事業

平成20~23年度 人材の登録

平成21~23年度 人材の活用等

(2)鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

平成18~23年度

(3)鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

平成20~22年度 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成

平成21~23年度 狩猟者育成のための研修会の実施

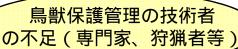
3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業



野生鳥獣による被害の発生 鳥獣の地域的絶滅のおそれ



県境をまたいで分布する 野生鳥獣の広域的な管理



【目標】

高い技術を有する人材の確保・活用 広域的な保護管理の実施

【課題】

地域間で統一的な手法で実施 かつ 地域の実状に見合った計画

単独都道府県では困難 (<u>生息状況や実施体制が地域間で</u> 大きく相違)

研修や人材の派遣による都道府県への支援

鳥獣保護管理技術者の研修 (継続) 行政官の研修 (継続)

鳥獣保護管理人材の技術の認定・登録 人材の確保(継続)

> 技術者の派遣 【追加】

【派遣業務内容】

各都道府県で統一的で、かつ地域の実情にあった調査手法、情報の収集・整理手法の

事業内容】